

## スズキ奨学基金管理規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学の学生に対して、一層の向学心向上を奨励し、成績優秀な学生の修学環境を整備すること等を目的に設置されたスズキ奨学基金(以下「基金」という。)の管理運営に関し必要な事項を定める。

(事業)

第2条 基金は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学生への奨学金による支援事業
- (2) その他特に必要と認められる事業

(スズキ奨学基金管理・運営委員会)

第3条 基金の管理運営等に関し重要な事項を審議するため、スズキ奨学基金管理・運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 基金の事業計画に関する事。
- (2) 基金の予算及び決算に関する事。
- (3) 奨学金給付者の承認等に関する事。
- (4) 基金の管理運営に係る規程等の改正等に関する事。
- (5) その他基金の管理運営に関する事。

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) スズキ(株)代表
- (2) スズキ(株)2名
- (3) スズキ教育文化財団1名
- (4) 静岡文化芸術大学2名

4 委員会に委員長を置き、スズキ(株)代表がこれにあたる。

5 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長欠席の場合は、委員長が指名する委員が議長となる。

7 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

8 委員会の議事は、出席した委員の半数以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第4条 基金に関する事務は、静岡文化芸術大学において処理する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、基金の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年5月31日から施行する。